

飯盛斎場再整備運営事業 要求水準書に関する第2回質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項	小項	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	16	第2	5	(3)	(キ)			霊安室	霊安室受入れ時刻をご教示願います。	霊安室受入れ対応時刻は、現在、10時20分及び16時としていますが、一般の入場時刻との兼ね合いを踏まえてご提案ください。 なお、詳細については、契約締結後に組合と事業者で協議を行うこととします。
2	要求水準書	19	第2	4	(6)	ア	(ア)	a c	囲障	a)に施設の安全確保のため管理上必要な箇所に囲障を設置することとあります。 c)に伴う囲障の位置について図示いただけますか。	斎場東側斜面に階段を組合にて設置予定ですが、提案による囲障位置により、階段位置を検討します。 具体的な階段の位置については、事業契約の締結後に協議を行うこととします。 まずは、囲障位置のご提案をお待ちします。
3	要求水準書	36	第2	8	(1)	ア			予約の受付	当日の火葬予約は前日の何時迄でしょうか。 又、当日の火葬予約対応についてご教示願います。	火葬予約は火葬前日の16時までを基本としますが、これ以降の対応については、組合と事業者で協議を行った上で決定するものとし、組合が当日入力可能なシステムとしてください。
4	要求水準書	37	第2	8	(3)	イ	(ウ)		予約・運営システム整備条件	表示モニターについて、適切なサイン計画や運営上の工夫で対応可能であれば、炉前表示はなくてもよろしいでしょうか。また、進行状況表示モニターの参考例は過度と思われます。わかりやすくシンプルな内容でもよろしいでしょうか。	前段については、事業者の提案プラン等に応じて適切に計画・運用いただくことで、炉前表示は必須としません。 後段については、例示を参考としていただき、事業者の提案に委ねるものとするので問題ありません。
5	要求水準書	42	第3	4	(2)	オ	(オ)	解体撤去	ダイオキシン類の拡散防止	既存火葬炉設備のダイオキシン類の事前調査はされていますでしょうか。	当該調査は未実施です。 本事業にて、火葬炉解体に伴うダイオキシン類サンプリングを事業者によって実施の上、適切に処分してください。
6	要求水準書	42	第3	4	(2)	オ	(オ)		解体・撤去	解体・撤去等業務で、ダイオキシン類ばく露防止対策費等については、必要に応じて別途協議との認識でよろしいでしょうか。	アスベストに関する解体・撤去費用及び火葬炉解体に伴うダイオキシン類サンプリング、飛散防止対策に関する費用については、本施設の施設整備業務に係る対価に含まれます。 なお、サンプリングの結果、ダイオキシン類ばく露防止対策が必要となった場合は、協議を行う予定です。
7	要求水準書	42	第3	5	(3)	ア			事前及び事後にその内容及び結果を報告	飯盛斎場再整備運営事業 要求水準書 5 建設業務に「(3)基本要件 ア 騒音、振動、悪臭、水質、粉じん発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。事業者は組合に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること」とありますが、第三者による報告書でしょうか。また、その書式・基準・仕様・様式がありますでしょうか。	第三者による報告書の提出の必要はありません。 また、当該提出物の書式・基準・仕様・様式は任意とします。

飯盛斎場再整備運営事業 要求水準書に関する第2回質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項	小項	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書	42	第3	5	(3)	キ			広報業務	飯盛斎場再整備運営事業 要求水準書 5 建設業務に「(3) 基本要件に「キ 建設期間中は工事進捗状況等が確認できるよう、周辺地域住民等に広報業務を行うこと」とありますが、どのような広告を考えればよろしいでしょうか。	あくまで一例ですが、工事の進捗状況等について事業者による施設の広報及び情報提供用のホームページを毎月更新すること等を想定しています。
9	要求水準書	43	第3	5	(4)	ア			近隣住民との調整	飯盛斎場再整備運営事業 要求水準書 5 建設業務に「(4) 着工前の業務 ア 準備調査等 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること」とありますが、「調整」しなければいけない「地域名等」をご指導ください。	具体的な協議先については、事業契約後に示します。
10	要求水準書	46	第3	8	(2)				公害防止に係る基準	運営時においても、排ガスにあつては炉の半数を隔年のローテーションで定期的に検査するとありますが、竣工時の検査は全系列分を測定するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	48	第3	8	(2)	エ			排出灰に係る基準 (残骨灰・飛灰)	排出灰に係る基準として、残骨灰・飛灰が対象となっていますが、残骨灰は廃棄物として処分するのではなく埋葬するため、対象は飛灰のみとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	64	第5	3	(4)				火葬件数	身体の一部での収骨対応についてご教示願います。	人体の一部については、収骨を想定していません。

飯盛斎場再整備運営事業 様式集に関する第2回質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項	小項	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	34							様式6-1	代表企業の代表者が使用する印鑑は、組合へ提出している使用印鑑届の印鑑で良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集	35							様式6-2	代表企業の代表者が使用する印鑑は、組合へ提出している使用印鑑届の印鑑で良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集	38							様式7-2	代表企業の代表者が使用する印鑑は、組合へ提出している使用印鑑届の印鑑で良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	様式集								様式12-6	小数点以下が発生した場合は、最終年度で調整するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。